

令和2年9月11日

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所・木曽川下流河川事務所

木曽川水系の水災害に備えて、流域治水を推進 ～ 木曽川水系流域治水協議会を始動 ～

気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、木曽川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進める必要があります。

木曽川水系において、流域治水を計画的に推進するため、「木曽川水系流域治水協議会」を設置し、第1回木曽川水系流域治水協議会を開催します。

1. 開催日時 : 令和2年9月17日(木) 9:00～9:30

2. 開催形式 : Web会議形式

3. 議題(予定)

- ① 規約について
- ② 代表自治体及び事務局からの流域治水対策事例紹介
- ③ 流域治水プロジェクト(中間とりまとめ)について
- ④ 今後の進め方

4. 出席予定者(予定)

- ・ 別紙「木曽川水系流域治水協議会 構成機関」のとおり
情報提供者: 岐阜市長、大垣市長、一宮市長、桑名市長、岐阜県

5. 公開

(ア) Web会議方式で行いますが、取材は、木曽川上流河川事務所及び木曽川下流河川事務所で可能です。

(イ) 取材を希望される方は、別紙「取材登録書」による事前申し込みをお願いします。

(ウ) 協議会は原則公開で行いますが、カメラ等の撮影は冒頭の「挨拶」までとさせていただきます。

(エ) 一般の方は会場等の都合により、傍聴出来ませんのでご了承願います。

6. 配付先

中部地方整備局記者クラブ、長野県政記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ、大垣市政・経済記者クラブ、桑名市政記者クラブ、津島記者会

7. 問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 電話:(代表) 058-251-1321

副所長 森 敦司、調査課長 武田 正太郎

国土交通省 中部地方整備局 木曽川下流河川事務所 電話:(代表) 0594-24-5711

副所長 吉田 光則、調査課長 行方 敏剛

第1回 木曽川水系流域治水協議会

取材登録書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のため、本紙にご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限 令和2年9月15日（火）15時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前（複数名の場合、代表者名）

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____ 人

3. 取材先（どちらかに「○」を記入

① 第1会場：木曽川上流河川事務所（岐阜県岐阜市忠節町5-1）

② 第2会場：木曽川下流河川事務所（三重県桑名市福島465）

送信先（取材先である以下のどちらかまで送信してください）

① 木曽川上流河川事務所 FAX番号 058-251-1150

② 木曽川下流河川事務所 FAX番号 0594-21-0893

別紙「木曽川水系流域治水協議会 構成機関」

長野県内	長野県庁
	上松町
	南木曽町
	木祖村
	王滝村
	大桑村
	木曽町

岐阜県内	北方町
	坂祝町
	富加町
	川辺町
	七宗町
	八百津町
	白川町
	東白川村
	御嵩町

岐阜県内	岐阜県庁
	岐阜市
	大垣市
	高山市
	多治見市
	関市
	中津川市
	美濃市
	瑞浪市
	羽島市
	恵那市
	美濃加茂市
	各務原市
	可児市
	山県市
	瑞穂市
	本巣市
	郡上市
	下呂市
	海津市
	岐南町
	笠松町
	養老町
	垂井町
	関ヶ原町
	神戸町
	輪之内町
	安八町
	揖斐川町
	大野町
	池田町

愛知県内	愛知県庁
	名古屋市
	一宮市
	津島市
	犬山市
	江南市
	小牧市
	稲沢市
	岩倉市
	愛西市
	清須市
	北名古屋市
	弥富市
	あま市
	大口町
	扶桑町
	大治町
蟹江町	
飛島村	

三重県内	三重県庁
	桑名市
	いなべ市
	木曽岬町

国交省	新丸山ダム工事事務所
	丸山ダム管理所
	木曽川上流河川事務所
	木曽川下流河川事務所

会場案内

<第1会場：木曽川上流河川事務所（岐阜県岐阜市忠節町5-1）>



<第2会場：木曽川下流河川事務所（三重県桑名市福島465）>



報道機関の皆さまへ

1. 受付について

- ・ 受付日時：令和2年9月17日（木）8：45～9：00
- ・ 受付場所：木曾川上流河川事務所 1階受付
木曾川下流河川事務所 1階受付
- ・ 当日、受付にて必要事項を記入後、係員の指示により会場へ入場して下さい。
- ・ 会場には報道機関用のスペースを設ける予定です。但し、スペースが限られているため、机や椅子が不足する場合がありますのでご了承ください。

2. 写真やビデオの撮影について

- ・ 協議会は原則公開で行いますが、カメラ等の撮影は冒頭の「挨拶」までとさせていただきます。
- ・ 協議会終了後、事務局にて15分程度の取材時間を設けます。

3. その他 注意事項

- ・ 取材にあたっては、以下の注意事項の遵守にご協力をお願い致します。
 - 3密回避のため、1社につき「新聞社1名、テレビ局3名」までとさせていただきます。
 - 「手洗い」「マスク着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策のご協力をお願い致します。
 - 風邪などの症状がある場合にはご自身の体調を優先し、参加をお控え頂きますようお願い申し上げます。また、当日は受付にて検温をさせていただき、発熱の可能性のある方はご参加をお断りする場合がございます。
 - 報道関係者傍聴席での座席取りは、ご遠慮下さい。また、1つの社で多数の席を占有することのないようご協力をお願いします。
 - 事務局の指定した場所以外での撮影、取材は、ご遠慮ください。
 - 傍聴席でのPC等の使用は、議事等の迷惑にならない限り可能です。
 - 取材に必要な電源は、各社（各自）にてご用意下さい。
 - 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
 - 会場では、着席のうえ、静粛に傍聴して下さい。
 - 会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
 - 事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いします。
 - 手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。
 - 会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。